

不利益処分の処分基準

処 分 名		社会福祉事業等の使用許可の取消し（使用許可の取消し）
根拠法及び条項		多治見市営住宅管理条例(昭和 49 年条例第 13 号)第 45 条
所 管 部 課 名		建設部 建築住宅課 建築設計・市営住宅グループ
処 分 基 準	関係条項	公営住宅法第 45 条・多治見市営住宅管理条例第 39 条～44 条
	基 準	使用許可の取消し ● 社会福祉法人が使用許可（多治見市営住宅管理条例第 39 条～44 条）の条件に違反したとき。 ● 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定
	備 考	